

様式第 1－1（日本産業規格 A 列 4 番）

令和 7 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称	亀岡市地域公共交通会議
住 所	京都府亀岡市安町野々神 8
代表者氏名	会長 土井 勉

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和 7 年 6 月 日

亀岡市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

亀岡市においては、JR山陰本線（嵯峨野線）、京阪京都交通、亀岡市コミュニティバス、亀岡市ふるさとバス、タクシーが運行しており、公共交通を補完する市民協働の取組（地域主体型交通）として、東別院町、西別院町、旭町、宮前町神前地区、畑野町の5地区において、無償によるボランティア輸送が行われている。中でも地域間幹線としてJR亀岡駅から亀岡市西部地域を経てJR園部駅を結ぶ八田線、JR八木駅から旭町を経て南丹市神吉地区、京都市原地区を結ぶ神吉線、原・神吉線については、亀岡市住民のみならず、南丹市、京都市住民の往来を支える役割を果たしている。

しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、当市の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。

このため、地域公共交通確保維持事業により、八田線、神吉線及び原・神吉線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

地域公共交通の利用者数（1日あたり） 37,800人（R9年度）

地域公共交通への亀岡市公的資金投入額（利用者1人あたり） 265円／人（R9年度）

地域公共交通の収支率 30%（R9年度）

（亀岡市地域公共交通計画 P45 参照）

(2) 事業の効果

八田線を維持することにより、亀岡市西部地域住民のJR亀岡駅及び園部駅へのアクセスが確保され、また神吉線、原・神吉線を維持することにより、旭町のJR八木駅へのアクセスが確保される。公共交通のネットワークが連携することで、外出促進・地域活性化につながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

●地域間幹線（国庫補助の対象となる幹線バス交通）の改善による利用促進

- ・京阪京都交通バスが運行する「八田線」「神吉線」「原・神吉線」（地域間幹線として国庫補助対象路線）について、より一層赤字額を抑制し利便性の向上および利用促進を図る。

- ・「八田線」は沿線観光資源等の需要に応じた臨時便の運行、「神吉線」「原・神吉線」は沿線企業の通勤需要にあわせた路線変更やダイヤ改正を随時実施する。

（亀岡市、バス事業者）

（亀岡市地域公共交通計画 P53 参照）

●イベントや乗り方教室等の開催による魅力発信

- ・将来の利用者である子どもを対象にバスの魅力や乗り方を紹介するなど、公共交通の利用促進とバス運転士の担い手を育むため、様々なイベントを開催し、バス交通の魅力を発信する。

（亀岡市、交通事業者、地域住民、関係機関）

（亀岡市地域公共交通計画 P61 参照）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者
表 1 のとおり
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
表 2 のとおり
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・ 地域公共交通の利用者数（1 日あたり） ⇒ 1 日あたりの JR 西日本の鉄道駅利用者数（馬堀駅、亀岡駅、並河駅、千代川駅）、 バス利用者数から算出（JR 西日本の鉄道 4 駅・ふるさとバス・コミュニティバス・ 京阪京都交通バスの合計） ・ 地域公共交通への亀岡市公的資金投入額（利用者 1 人あたり） ・ 地域公共交通の収支率 30% ⇒ 公的資金が投入されている、ふるさとバス、コミュニティバス、京阪京都交通バス の八田線、神吉線、原・神吉線の経常費用・経常収益から収支率（経常収益／経常 費用）を算出
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの 運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村 に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及 びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
当該補助の対象となっている地域間幹線系統は、自らの運転により移動することが困難な交通弱者が通学、通勤、買い物等の日常生活を送るうえで欠かせない移動手段であるため、現行の定時定路線による運行を確保、維持する必要がある。 事業者においては、JR のダイヤ改正に合わせ、接続調整のための時刻改正を行い、利便性の向上を図る。 亀岡市は、環境にやさしいバス利用の需要喚起、乗車機会を提供するため市内バス運賃を無料にする市民ノーマイカーDay を実施する他、事業者と協働して、路線沿線小学校、地元住民向けの MM を実施し、利用促進を図る。また、沿線自治体、事業者と協働して、イベント等においてアンケートを実施し、お試し乗車券付チラシ等の配布を行う。

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
路線の運行確保と車両の取得は一体不可分なものであり、事業者においては地域間幹線の運行に係る車両について、保守点検を重ねて使用しているところだが、車齢の高いものについては、安全性と費用効率化の面から適切な入れ替えが必要である。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
修繕費と購入費に係る費用のバランスを考慮したうえで新しい車両を導入し、安全性を向上させる。
(2) 事業の効果
新しい車両を導入することにより車内環境が改善され、運行の安全性及び利便性の向上が図られる。
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
表6、表7のとおり
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
18. 協議会の開催状況と主な議論	
・ 令和 7 年 5 月 2 7 日	令和 8 年度地域公共交通計画に係るワーキンググループ会議 (生産性向上の取組内容について協議)
・ 令和 7 年 6 月	亀岡市地域公共交通会議 (書面開催) (地域間幹線系統補助に係る令和 8 事業年度の地域公共交通計画 認定申請について承認)
19. 利用者等の意見の反映状況	
・ 亀岡市地域公共交通計画策定にあたり、令和 5 年度に市民アンケート (有効回答 1, 270 件)、バス利用者アンケート調査 (有効回答 140 件) を実施。 ・ 亀岡市地域公共交通会議に地域住民代表 (自治会長)、利用者代表 (老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会、女性人材登録者、商工会議所) が参加。	

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 京都府亀岡市安町野々神 8

(所 属) 亀岡市まちづくり推進部桂川・道路交通課

(氏 名) 伏木 智人

(電 話) 0771-25-5070

(e-mail) katsuragawa@city.kameoka.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

R8年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
京都府 (亀岡市)	京阪京都交通 株式会社	(1) 八田線1	5,531.5	
	京阪京都交通 株式会社	(2) 神吉線1	521.0	
	京阪京都交通 株式会社	(3) 原・神吉線1	487.5	
		(4)		
		(5)		
		(6)		
		(7)		
合 計			6,540.0	

令和9年度、令和10年度については、令和8年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名		京阪京都交通株式会社																令和 8 年度				
R8年度ブロック標準費用単価反映																						
1. 申請事業者の概要																						
補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※])の 損益状況	乗合バス事業																					
	営業収益	1,160,944	千円	営業外収益	6,885	千円	経常収益(イ)	1,167,829	千円													
	営業費用	1,181,836	千円	営業外費用	1,748	千円	経常費用(ロ)	1,183,584	千円													
	営業損益	△ 20,892	千円	営業外損益	5,137	千円	経常損益	△ 15,755	千円													
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	2,660,073.7	km							経常収支率	98.66	%											
基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業																					
	営業収益	1,186,218	千円	営業外収益	4,587	千円	経常収益(イ')	1,190,805	千円													
	営業費用	1,223,548	千円	営業外費用	1,612	千円	経常費用(ロ')	1,225,160	千円													
	営業損益	△ 37,330	千円	営業外損益	2,975	千円	経常損益	△ 34,355	千円													
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	2,943,973.2	km							経常収支率	97.19	%											
基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業																					
	営業収益	1,123,833	千円	営業外収益	10,759	千円	経常収益(イ'')	1,134,592	千円													
	営業費用	1,189,221	千円	営業外費用	1,668	千円	経常費用(ロ'')	1,190,889	千円													
	営業損益	△ 65,388	千円	営業外損益	9,091	千円	経常損益	△ 56,297	千円													
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	3,015,145.3	km							経常収支率	95.27	%											
(補助対象事業者の「基準期間 [※] 」を最終年度とする連続した過去3年間(における実車走行キロ当たり経常費用等)																						
補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''=a					補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b					補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c											
京阪神	394 円 96 銭					416 円 15 銭					444 円 94 銭											
北近畿	394 円 96 銭					416 円 15 銭					444 円 94 銭											
※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。																						
2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益																						
補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = ニ					地域キロ当たり 標準経常費用 ホ			キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ			キロ当たり経常費用の差 ニ－ヘ = ケ			キロ当たり経常収益 イ÷ハ = ト							
京阪神	418 円 68 銭					558 円 96 銭			418 円 68 銭			0 円 0 銭			439 円 02 銭							
北近畿	418 円 68 銭					426 円 56 銭			418 円 68 銭			0 円 0 銭			439 円 02 銭							
3. 旅客運賃の上限変更認可状況																						
補助ブロック名	認可日				認可を受けた 補助対象期間				補助金交付要 綱別表2(注) 4. の適用割 合フ				改定率 コ									
	令和 年 月 日				基準期間の 年度				／ 3				%									
	令和 年 月 日				基準期間の 年度				／ 3				%									
	令和 年 月 日				基準期間の 年度				／ 3				%									
4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合																						
補助 ブロック 名	申請 番号	特例 措置	運行 系統名	運行系統			計画 運行 日数	計画 運行 回数 ()	計画 平均 乗車 密度	計画 輸送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と 地域公共交通 再編事業を 実施する区 域における キロ程との 比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程		他路線との競合 部分に係るキロ程		他路線との競合 率	補助ブロック外乗入 部分、同一補助ブ ロック都道府県外乗入 部分及び他路線との競合 部分以外のキロ程の 比率 (「チー(リ ＋ヌ＋ル)」÷チ ＝テ
				起点	主な 経由地	終点																
京阪神	(1)		八田線1	JR 亀岡駅 南口	奥条・ 大谷	JR 園部駅 西口	365 日	3,385.0 回 (9.2)	3.3	30.3 人	往 28.0 km (平均) 復 28.0 km	28.0 Km	往 (平均) 復 Km	%	往 14.7 km (平均) 復 14.7 km	14.7 Km	往 (平均) 復 Km	(平均) Km	%	47.500 %		
	(2)		神吉線1	JR 八木駅	西所	神吉口	365 日	1,516.5 回 (4.1)	4.0	16.4 人	往 12.6 km (平均) 復 12.0 km	12.3 Km	往 (平均) 復 Km	%	往 10.1 km (平均) 復 9.5 km	9.8 Km	往 (平均) 復 Km	(平均) Km	%	20.325 %		
	(3)		原・神吉線1	JR 八木駅	神吉上	原	365 日	1,095.0 回 (3.0)	5.6	16.8 人	往 18.1 km (平均) 復 17.5 km	17.8 Km	往 (平均) 復 Km	%	往 11.9 km (平均) 復 11.3 km	11.6 Km	往 (平均) 復 Km	(平均) Km	%	34.831 %		
			京都市原・神吉線1				365 日									3.7 km	3.7 Km			20.786 %		
			亀岡市原・神吉線1				365 日									2.5 km	2.5 Km			14.044 %		
北近畿	1		八田線1	JR 亀岡駅 南口	奥条・ 大谷	JR 園部駅 西口	365 日	3,385.0 回 (9.2)	3.3	30.3 人	往 28.0 km (平均) 復 28.0 km	28.0 Km	往 (平均) 復 Km	%	往 13.3 km (平均) 復 13.3 km	13.3 Km	往 (平均) 復 Km	(平均) Km	%	52.500 %		
	2		神吉線1	JR 八木駅	西所	神吉口	365 日	1,516.5 回 (4.1)	4.0	16.4 人	往 12.6 km (平均) 復 12.0 km	12.3 Km	往 (平均) 復 Km	%	往 2.5 km (平均) 復 2.5 km	2.5 Km	往 (平均) 復 Km	(平均) Km	%	79.674 %		
	3		原・神吉線1	JR 八木駅	神吉上	原	365 日	1,095.0 回 (3.0)	5.6	16.8 人	往 18.1 km (平均) 復 17.5 km	17.8 Km	往 (平均) 復 Km	%	往 6.2 km (平均) 復 6.2 km	6.2 Km	往 (平均) 復 Km	(平均) Km	%	65.168 %		
合計			系統								往 117.4 km (平均) 復 115.0 km	116.2 Km	往 (平均) 復 Km		往 58.7 km (平均) 復 57.5 km	58.1 Km	往 (平均) 復 Km	(平均) Km				

補助 ブロッ ク名	申 請 番 号	特 例 措 置 (チー(リナ ス))÷チニ マ	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率	計画実車 走行キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ワ 以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益											補助対象 経常収益 の見込額			
						補助金交付要綱別表2(注)4. の 適用がある場合	3カ年平均 (d+e+f)/3 =ノ	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間						
								基準期間に おける実車 走行キロ当 たり経常収 益の運賃改 定による 増収分 f×コ÷(1+ ゴ)×フ=g	経常収益 控除額 ケとgのい ずれか少な い額 h	補助金交付 要綱別表2(注) 4. の適用後 のキロ当たり 経常収益 ノーh=ノ	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 ヤ'÷マ'=d	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 ヤ'÷マ'=e		経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 ヤ'÷マ'=f
京阪神	(1)		47.500 %	189,560.0 km	79,364,980 円	172円45銭	—	—	—	172円45銭	33,567,092 円	189,156.0 km	177円45銭	30,858,582 円	189,527.6 km	162円81銭	33,652,851 円	190,011.0 km	177円11銭	32,689,622 円
	(2)		20.325 %	37,220.3 km	15,583,395 円	229円35銭	—	—	—	229円35銭	9,895,439 円	40,295.1 km	245円57銭	8,527,358 円	39,961.0 km	213円39銭	9,256,059 円	40,403.4 km	229円09銭	8,536,476 円
	(3)		34.831 %	39,055.0 km	16,351,547 円	240円88銭	—	—	—	240円88銭	10,030,499 円	38,784.2 km	258円62銭	8,822,023 円	38,435.8 km	229円52銭	9,173,223 円	39,113.6 km	234円52銭	9,407,569 円
北近畿	1		52.500 %	189,560.0 km	79,364,980 円	172円45銭	—	—	—	172円45銭	33,567,092 円	189,156.0 km	177円45銭	30,858,582 円	189,527.6 km	162円81銭	33,652,851 円	190,011.0 km	177円11銭	32,689,622 円
	2		79.674 %	37,220.3 km	15,583,395 円	229円35銭	—	—	—	229円35銭	9,895,439 円	40,295.1 km	245円57銭	8,527,358 円	39,961.0 km	213円39銭	9,256,059 円	40,403.4 km	229円09銭	8,536,476 円
	3		65.168 %	39,055.0 km	16,351,547 円	240円88銭	—	—	—	240円88銭	10,030,499 円	38,784.2 km	258円62銭	8,822,023 円	38,435.8 km	229円52銭	9,173,223 円	39,113.6 km	234円52銭	9,407,569 円
合計				531,670.6 km	222,599,844 円						106,986,060 円	536,470.6 km		96,415,926 円	535,848.8 km		104,164,266 円	539,056.0 km		101,267,334 円

補助 ブロッ ク名	申 請 番 号	特 例 措 置	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 カーヨ＝タ	補助対象経費 の限度額 カ×9/20＝レ	タ又はレのうちい ずれか少ないほ うの額 ソ	ソのうち補助ブロッ ク外乗入部分、同 一補助ブロック都 道府県外乗入部 分及び他路線との 競合部分以外に 係るもの ソ×ヲ＝ツ	ソのうち補助ブ ロック外乗入部分 及び同一補助ブ ロック都道府県外 乗入部分以外に 係るもの ソ×ヲ'＝ツ'	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 ツ×みなし運行回 数／①計画運行 回数＝ホ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2＝ラ	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ワ－ヨ＝ム	損失額から国庫 補助額を控除した 額 ム－ラ＝ウ
京阪神	(1)		46,675,358 円	35,714,241 円	35,714,241 円	16,964,264 円	16,964,264 円	11,063,650 円	11,063 千円	5,531.5 千円	46,675,358 円	35,029,858 円
	(2)		7,046,919 円	7,012,527 円	7,012,527 円	1,425,296 円	1,425,296 円	1,042,899 円	1,042 千円	521.0 千円	7,046,919 円	4,481,919 円
	(3)		6,943,978 円	7,358,196 円	6,943,978 円	2,418,656 円	2,418,656 円		2,418 千円	1,209.0 千円	6,943,978 円	3,472,478 円
		京都市 亀岡市				1,443,391 円 975,265 円	1,443,391 円 975,265 円		1,443 千円 975 千円	721.5 千円 487.5 千円	1,443,411 円 975,278 円	721,807 円 487,708 円
北近畿	1		46,675,358 円	35,714,241 円	35,714,241 円	18,749,976 円	18,749,976 円	12,228,245 円	12,228 千円	6,114.0 千円	46,675,358 円	35,029,858 円
	2		7,046,919 円	7,012,527 円	7,012,527 円	5,587,160 円	5,587,160 円	4,088,165 円	4,088 千円	2,044.0 千円	7,046,919 円	4,481,919 円
	3		6,943,978 円	7,358,196 円	6,943,978 円	4,525,251 円	4,525,251 円		4,525 千円	2,262.5 千円	6,943,978 円	3,472,478 円
合計			121,332,510 円	100,169,928 円	99,341,492 円	49,670,603 円	49,670,603 円	28,422,959 円	35,364 千円	17,682.0 千円	121,332,510 円	85,968,510 円

補助 ブロッ ク名	申 請 番 号	特 例 措 置	ウの負担者とその負担割合								
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具体的 概要
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
京阪神	(1)		5,531,500 円	33.24%	11,106,530 円	66.75%	0 円	0.00%	1,152 円	0.01%	
	(2)		521,000 円	57.19%	388,990 円	42.70%	0 円	0.00%	960 円	0.11%	
	(3)		1,209,000 円	99.96%	円	0.00%	0 円	0.00%	498 円	0.04%	
		京都市			円	0.00%					
		亀岡市			円	0.00%					
北近畿	1		6,114,000 円	33.25%	12,275,586 円	66.75%	0 円	0.00%	1,090 円	0.01%	
	2		2,044,000 円	57.24%	1,525,401 円	42.72%	0 円	0.00%	1,568 円	0.04%	
	3		2,262,500 円	99.98%	円	0.00%	0 円	0.00%	480 円	0.02%	
		合計		17,682,000 円		25,296,507 円		0 円		5,748 円	

(1) 記載要領

- 1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 3.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 4.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 6.認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。
- 7.補助金交付要綱別表2(注)4.の適用割合」欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3/3」、「前年度」の場合は「2/3」、「前々年度」の場合は「1/3」をそれぞれ記載すること。
- 8.「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位(第3位以下切り捨て)にて記載すること。
- 7.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 8.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 9.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 10.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 11.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 12.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ))ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。
- 13.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 14.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 15.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 16.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 17.「補助対象経費」の欄は、(ネ)(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ソ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ソ)の金額に、(ツ)の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 18.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 19.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 21.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限り)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要
4. 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2(注)4.の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

R8年度

[illegible]

R9年度

[illegible]

R10年度

[illegible]

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名	京阪京都交通株式会社
------	------------

1. 車両取得の概要

初年度(令和 8 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名又は区間	確保維持費国庫補助金 申請番号	車両の種別			乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定 年月	購入等の種別 (現金、割賦、リース)

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く				実費購入予定費合 計額から備忘価格を 控除した額(円)	ホと限度額のうち少 ない方の額(円)	普通償却限度額 (円) (定率法)ホ×0.4＝ト (定額法)ホ×0.2＝ト	特別償却額 (円)	償却限度額 (円)	事業者償却額 (円)	ヌとルのうち少な い方の額(円)	償却期間 (月)	補助対象経費 ヲ×ワ÷12(月)＝カ	計画額 (千円) カ×1/2＝コ	* 残存価格 (円) ヘ＝カ－タ
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ＋ロ＋ハ＝ニ											
0					ニ－1円＝ホ	ヘ							0 円	0	0
0													0 円	0	0
計													0 千円	0	0

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助 対象額(円) への額以内	償還期間 (月)	借入利率(%) 年利 レ	レと2.5%のうち 低い方の率(%) ソ	補助対象経費 ツ	計画額 (千円) ツ×1/2＝ネ
					円	0.0
					円	0.0
計					千円	0

【所要経費】

補助対象経費(千円) カ＋ツ	計画額(千円) コ＋ネ
0	0

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請 番号	負担者とその負担割合								「その他の者」の 具体的概要
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
京阪神・北近畿	1	0	円 50.0 %	円	%	円	%	円	%	
	2	0	円 50.0 %	円	%	円	%	円	%	
合計		0	円 50.0 %	円	%	円	%	円	%	

2年目以降(令和 8 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金 申請番号	
			当該年度	初年度
京阪神・北近畿	第1号(4-1)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R4
京阪神・北近畿	第2号(4-2)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R4
京阪神・北近畿	第3号(4-3)	八田線1	第1号	R4
京阪神・北近畿	第4号(5-1)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R5
京阪神・北近畿	第5号(5-2)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R5
京阪神・北近畿	第6号(5-3)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R5

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円) 前年度7(2年目のみ)の額＝ラ	普通償却限度額(円) (定率法) ラ×(0.5or0.4)＝ム (定額法)ナ×0.2＝ム	特別償却額(円) ウ	償却限度額(円) ム＋ウ＝ノ	事業者償却額(円) オ	ノとオのうち少ない方の額(円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)＝マ (最終年度)ク＝マ	計画額(千円) マ×1/2＝ケ	* 残存価格(円) ラ－マ＝フ
第1号(4-1)	15,000,000	3,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0 千円	750,000
第2号(4-2)	15,000,000	3,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0 千円	750,000
第3号(4-3)	15,000,000	3,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,141,688	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0 千円	750,000
第4号(5-1)	15,000,000	6,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0 千円	3,750,000
第5号(5-2)	15,000,000	6,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0 千円	3,750,000
第6号(5-3)	15,000,000	6,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0 千円	3,750,000
計	90,000,000	31,500,000	18,000,000	0	18,000,000	19,194,553	18,000,000		18,000 千円	9,000 千円	13,500,000

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助 対象額(円) ナの額以内＝コ	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	エと2.5%のうち低 い方の率(%) テ	補助対象経費 ア	計画額(千円) ア×1/2＝サ
			(自)	(至)				
							円	0.0
							円	0.0
							円	0.0
							円	0.0
							円	0.0
							円	0.0
計							千円	0.0

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ＋ア	ケ＋サ
18,000	9,000

補助ブロック名	申請 番号	負担者とその負担割合										
		都道府県			市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要	
		負担額	負担割合		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
京阪神・北近畿	1	1,500,000	円	50.0	%	円	%	円	%	円	%	
	2	1,500,000	円	50.0	%	円	%	円	%	円	%	
	3	1,500,000	円	50.0	%	円	%	円	%	円	%	
	4	1,500,000	円	50.0	%	円	%	円	%	円	%	
	5	1,500,000	円	50.0	%	円	%	円	%	円	%	
	6	1,500,000	円	50.0	%	円	%	円	%	円	%	
合計		9,000,000	円	50.0	%	円	%	円	%	円	%	

【所要経費(R8年度別合計)】

18,000,000 円	9,000,000 円
--------------	-------------

(1) 記載要領

- 1.申請の概要は、事業者ごと、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
- 2.「確保維持費国庫補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 3.「車両の種別」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
- 4.「乗車定員」の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
- 5.「車両の長さ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切捨て)まで記載すること。
- 6.「実費購入予定費」の欄は、車両価格、附属品価格、改造費それぞれを確認できる資料を提出したうえで記載すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- 7.【車両購入金融費用】の「補助対象経費」の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。(補助上限:年2.5%)
- 8.【車両購入金融費用】は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
- 9.「計画額」の欄は、車両ごとに百円単位(0.1～0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 10.リース車両についても当該記載要領を準用し、リース契約書・見積書による他、車両等価格及び金融費用相当額が確認できる資料を提出したうえで記載すること。
- 11.【普通償却限度額】のト欄は、平成24年4月1日以降に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4(定率法)の償却率を適用すること。
- 12.普通償却限度額(△欄)は、補助対象限度額(ナ欄)に保証率を乗じた償却額との比較により下回る場合、残存価格(ラ欄)に改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額(△欄)とする。
なお、改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償却限度額(△欄)は計算式によらずに前年度と同額とする。
※ 平成24年4月1日以後に取得した車両:保証率0.10800 改定償却率:0.500

(2) 添付書類

- 1.補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる証拠書類
- 2.標準仕様ノンステップバスを購入する場合には、認定書の写し
- 3.低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
- 4.移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあつては、その旨を記載した自認書類(2年目以降の車両にあつては、認定書の写し)
- 5.補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗合バス事業用車両の状況見込(車両数、平均車令)
- 6.過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名	京阪京都交通株式会社
------	------------

1. 車両取得の概要

初年度(令和 9 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金 申請番号	車両の種別			乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定 年月	購入等の種別 (現金、割賦、リース)
京阪神・北近畿	第1号(9-1)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	ノンステップ	スロープ付き	標準仕様	57	9.0	R9.1	リース
京阪神・北近畿	第2号(9-2)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	ノンステップ	スロープ付き	標準仕様	57	9.0	R9.1	リース
京阪神・北近畿	第3号(9-3)	八田線1	第1号	ノンステップ	スロープ付き	標準仕様	77	10.4	R9.1	リース

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定額法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く				実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額(円)	未と限度額のうち少ない方の額(円)	普通償却限度額(円) (定率法)×0.4=ト (定額法)×0.2=ト	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	未とルのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 ヲ×ワ÷12(月)=カ	計画額(千円) カ×1/2=コ	* 残存価格(円) ヘ-カ=タ
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ=ニ											
第1号(9-1)	15,070,500	982,368	0	16,052,868	16,052,867	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	9	2,250,000 円	1,125	12,750,000
第2号(9-2)	15,070,500	982,368	0	16,052,868	16,052,867	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	9	2,250,000 円	1,125	12,750,000
第3号(9-3)	14,831,600	876,841	0	15,708,441	15,708,440	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,141,688	3,000,000	9	2,250,000 円	1,125	12,750,000
計				47,814,177	47,814,174	45,000,000	9,000,000	0	9,000,000	9,562,834	9,000,000		6,750 千円	3,375	38,250,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円) への額以内	償還期間(月)	借入利率(%) 年利 レ	未と2.5%のうち低い方の率(%) ソ	補助対象経費 ツ	計画額(千円) ツ×1/2=ネ
					円	0.0
					円	0.0
					円	0.0
計					千円	0

【所要経費】

補助対象経費(千円) カ+ツ	計画額(千円) コ+ネ
6,750	3,375

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請 番号	負担者とその負担割合										「その他の者」の 具体的概要		
		都道府県				市区町村		その他の者		事業者自己負担				
		負担額		負担割合		負担額		負担割合		負担額			負担割合	
京阪神・北近畿	1	1,125,000	円	50.0	%	円	%	円	%	円	%	円	%	
	2	1,125,000	円	50.0	%	円	%	円	%	円	%	円	%	
	3	1,125,000	円	50.0	%	円	%	円	%	円	%	円	%	
合計		3,375,000	円	50.0	%	円	%	円	%	円	%	円	%	

2年目以降(令和 9 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金 申請番号	
			当該年度	初年度
京阪神・北近畿	第1号(4-1)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R4
京阪神・北近畿	第2号(4-2)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R4
京阪神・北近畿	第3号(4-3)	八田線1	第1号	R4
京阪神・北近畿	第4号(5-1)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R5
京阪神・北近畿	第5号(5-2)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R5
京阪神・北近畿	第6号(5-3)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R5

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額(円) 初年度への額＝ナ	残存価額(円) 前年度7(2年目のみ々)の額＝ラ	普通償却限度額(円) (定率法) ラ×(0.5or0.4)＝ム (定額法)ナ×0.2＝ム	特別償却額(円) ウ	償却限度額(円) ム＋ウ＝ノ	事業者償却額(円) オ	ノとオのうち少ない方の額(円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)＝マ (最終年度)ケ＝マ	計画額(千円) マ×1/2＝ケ	* 残存価格(円) ラ－マ＝フ
第1号(4-1)	15,000,000	750,000	750,000	0	750,000	802,646	750,000	3	750,000 円	375.0 千円	0
第2号(4-2)	15,000,000	750,000	750,000	0	750,000	802,646	750,000	3	750,000 円	375.0 千円	0
第3号(4-3)	15,000,000	750,000	750,000	0	750,000	785,423	750,000	3	750,000 円	375.0 千円	0
第4号(5-1)	15,000,000	3,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0 千円	750,000
第5号(5-2)	15,000,000	3,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0 千円	750,000
第6号(5-3)	15,000,000	3,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0 千円	750,000
計	90,000,000	13,500,000	11,250,000	0	11,250,000	12,022,434	11,250,000		11,250 千円	5,625 千円	2,250,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助 対象額(円) ナの額以内＝コ	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	エと2.5%のうち低 い方の率(%) テ	補助対象経費 ア	計画額(千円) ア×1/2＝サ
			(自)	(至)				
							円	0.0
							円	0.0
							円	0.0
							円	0.0
							円	0.0
							円	0.0
計							千円	0.0

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ＋ア	ケ＋サ
11,250	5,625

補助ブロック名	申請 番号	負担者とその負担割合												
		都道府県				市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要		
		負担額		負担割合		負担額		負担割合		負担額			負担割合	
京阪神・北近畿	1	375,000	円	50.0	%	円	%	円	%	円	%	円	%	
	2	375,000	円	50.0	%	円	%	円	%	円	%	円	%	
	3	375,000	円	50.0	%	円	%	円	%	円	%	円	%	
	4	1,500,000	円	50.0	%	円	%	円	%	円	%	円	%	
	5	1,500,000	円	50.0	%	円	%	円	%	円	%	円	%	
	6	1,500,000	円	50.0	%	円	%	円	%	円	%	円	%	
合計		5,625,000	円	50.0	%		%	円	%		%	円	%	

【所要経費(R9年度別合計)】

18,000,000 円	9,000,000 円
--------------	-------------

(1) 記載要領

- 1.申請の概要は、事業者ごと、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
- 2.「確保維持費国庫補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 3.「車両の種別」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
- 4.「乗車定員」の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
- 5.「車両の長さ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切捨て)まで記載すること。
- 6.「実費購入予定費」の欄は、車両価格、附属品価格、改造費それぞれを確認できる資料を提出したうえで記載すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- 7.【車両購入金融費用】の「補助対象経費」の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。(補助上限:年2.5%)
- 8.【車両購入金融費用】は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
- 9.「計画額」の欄は、車両ごとに百円単位(0.1～0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 10.リース車両についても当該記載要領を準用し、リース契約書・見積書による他、車両等価格及び金融費用相当額が確認できる資料を提出したうえで記載すること。
- 11.【普通償却限度額】のト欄は、平成24年4月1日以降に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4(定率法)の償却率を適用すること。
- 12.普通償却限度額(ム欄)は、補助対象限度額(ナ欄)に保証率を乗じた償却額との比較により下回る場合、残存価格(ラ欄)に改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額(ム欄)とする。
なお、改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償却限度額(ム欄)は計算式によらずに前年度と同額とする。
※ 平成24年4月1日以後に取得した車両:保証率0.10800 改定償却率:0.500

(2) 添付書類

- 1.補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる証拠書類
- 2.標準仕様ノンステップバスを購入する場合には、認定書の写し
- 3.低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
- 4.移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあっては、その旨を記載した自認書類(2年目以降の車両にあっては、認定書の写し)
- 5.補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗合バス事業用車両の状況見込(車両数、平均車令)
- 6.過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名	京阪京都交通株式会社
------	------------

1. 車両取得の概要

初年度(令和 10 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金 申請番号	車両の種別			乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定 年月	購入等の種別 (現金、割賦、リース)
京阪神・北近畿	第1号(10-1)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	ノンステップ	スロープ付き	標準仕様	57	9.0	R10.1	リース
京阪神・北近畿	第2号(10-2)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	ノンステップ	スロープ付き	標準仕様	57	9.0	R10.1	リース
京阪神・北近畿	第3号(10-3)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	ノンステップ	スロープ付き	標準仕様	57	9.0	R10.1	リース

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定額法

申請番号	実費購入予定費(円) * 消費税を除く				実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額(円)	未と限度額のうち少ない方の額(円)	普通償却限度額(円) (定率法)×0.4=ト (定額法)×0.2=ト	特別償却額(円) チ	償却限度額(円) ト+チ=ヌ	事業者償却額(円) ル	ヌとのうち少ない方の額(円) ヲ	償却期間(月) ワ	補助対象経費 ヲ×ワ÷12(月)=カ	計画額(千円) カ×1/2=コ	* 残存価格(円) ヘ-カ=タ
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ=ニ											
第1号(10-1)	15,070,500	982,368	0	16,052,868	16,052,867	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	9	2,250,000 円	1,125	12,750,000
第2号(10-2)	15,070,500	982,368	0	16,052,868	16,052,867	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	9	2,250,000 円	1,125	12,750,000
第3号(10-3)	15,070,500	982,368	0	16,052,868	16,052,867	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	9	2,250,000 円	1,125	12,750,000
計				48,158,604	48,158,601	45,000,000	9,000,000	0	9,000,000	9,631,719	9,000,000		6,750 千円	3,375	38,250,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

--

申請番号	金融費用補助対象額(円) への額以内	償還期間(月)	借入利率(%) 年利 レ	レと2.5%のうち低い方の率(%) ソ	補助対象経費 ツ	計画額(千円) ツ×1/2=ネ
					円	0.0
					円	0.0
					円	0.0
計					千円	0

【所要経費】

補助対象経費(千円) カ+ツ	計画額(千円) コ+ネ
6,750	3,375

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請 番号	負担者とその負担割合									「その他の者」の 具体的概要				
		都道府県			市区町村		その他の者		事業者自己負担						
		負担額	負担割合		負担額	負担割合		負担額	負担割合			負担額	負担割合		
京阪神・北近畿	1	1,125,000	円	50.0	%		円	%		円	%		円	%	
	2	1,125,000	円	50.0	%		円	%		円	%		円	%	
	3	1,125,000	円	50.0	%		円	%		円	%		円	%	
合計		3,375,000	円	50.0	%		円	%		円	%		円	%	

2年目以降(令和 10 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金 申請番号	
			当該年度	初年度
京阪神・北近畿	第1号(5-1)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R5
京阪神・北近畿	第2号(5-2)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R5
京阪神・北近畿	第3号(5-3)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R5
京阪神・北近畿	第4号(9-1)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R9
京阪神・北近畿	第5号(9-2)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R9
京阪神・北近畿	第6号(9-3)	八田線1	第1号	R9

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ノとオのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費	計画額(千円)	* 残存価格(円)
	初年度への額＝ナ	前年度7(2年目のみ々)の額＝ラ	(定率法) ラ×(0.5or0.4)＝ム (定額法)ナ×0.2＝ム	ウ	ム＋ウ＝ノ	オ	ク	ヤ	ク×ヤ÷12(月)＝マ (最終年度)ク＝マ	マ×1/2＝ケ	ラ－マ＝フ
第1号(5-1)	15,000,000	750,000	750,000	0	750,000	802,646	750,000	3	750,000 円	375.0 千円	0
第2号(5-2)	15,000,000	750,000	750,000	0	750,000	802,646	750,000	3	750,000 円	375.0 千円	0
第3号(5-3)	15,000,000	750,000	750,000	0	750,000	802,646	750,000	3	750,000 円	375.0 千円	0
第4号(9-1)	15,000,000	12,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0 千円	9,750,000
第5号(9-2)	15,000,000	12,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0 千円	9,750,000
第6号(9-3)	15,000,000	12,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,141,688	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0 千円	9,750,000
計	90,000,000	40,500,000	11,250,000	0	11,250,000	11,970,772	11,250,000		11,250 千円	5,625 千円	29,250,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助 対象額(円) ナの額以内=コ	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	エと2.5%のうち低 い方の率(%) テ	補助対象経費 ア	計画額(千円) ア×1/2=サ
			(自)	(至)				
							円	0.0
							円	0.0
							円	0.0
							円	0.0
							円	0.0
							円	0.0
計							千円	0.0

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+ア	ケ+サ
11,250	5,625

補助ブロック名	申請 番号	負担者とその負担割合										
		都道府県				市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
		負担額	負担割合			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
京阪神・北近畿	1	375,000	円	50.0	%	円	%	円	%	円	%	
	2	375,000	円	50.0	%	円	%	円	%	円	%	
	3	375,000	円	50.0	%	円	%	円	%	円	%	
	4	1,500,000	円	50.0	%	円	%	円	%	円	%	
	5	1,500,000	円	50.0	%	円	%	円	%	円	%	
	6	1,500,000	円	50.0	%	円	%	円	%	円	%	
合計		5,625,000	円	50.0	%	円	%	円	%	円	%	

【所要経費(R10年度別合計)】

18,000,000	円	9,000,000	円
------------	---	-----------	---

(1) 記載要領

- 1.申請の概要は、事業者ごと、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
- 2.「確保維持費国庫補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 3.「車両の種別」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
- 4.「乗車定員」の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
- 5.「車両の長さ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切捨て)まで記載すること。
- 6.「実費購入予定費」の欄は、車両価格、附属品価格、改造費それぞれを確認できる資料を提出したうえで記載すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- 7.【車両購入金融費用】の「補助対象経費」の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。(補助上限:年2.5%)
- 8.【車両購入金融費用】は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
- 9.「計画額」の欄は、車両ごとに百円単位(0.1～0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 10.リース車両についても当該記載要領を準用し、リース契約書・見積書による他、車両等価格及び金融費用相当額が確認できる資料を提出したうえで記載すること。
- 11.【普通償却限度額】のト欄は、平成24年4月1日以降に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4(定率法)の償却率を適用すること。
- 12.普通償却限度額(ム欄)は、補助対象限度額(ナ欄)に保証率を乗じた償却額との比較により下回る場合、残存価格(ラ欄)に改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額(ム欄)とする。
なお、改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償却限度額(ム欄)は計算式によらずに前年度と同額とする。
※ 平成24年4月1日以後に取得した車両:保証率0.10800 改定償却率:0.500

(2) 添付書類

- 1.補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる証拠書類
- 2.標準仕様ノンステップバスを購入する場合には、認定書の写し
- 3.低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
- 4.移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあっては、その旨を記載した自認書類(2年目以降の車両にあっては、認定書の写し)
- 5.補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗合バス事業用車両の状況見込(車両数、平均車令)
- 6.過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

計画

事業者名	京阪京都交通株式会社	
運行計画担当部門	(担当部門の名称) 管理部 企画課	(責任者役職・氏名) 取締役管理部長 栗山 準一
補助金担当部門	(担当部門の名称) 管理部 企画課	(責任者役職・氏名) 取締役管理部長 栗山 準一

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(令和8年度)

輸送実績データに基づき計上

運 行 系 統 年 間 輸 送 実 績 経 常 収 益 経常費用 平 均 乗 車 密 度 算 定																				輸送量 (A) × (G)	市町村 による回 数券購 入等の 有無	備考
申請 番号	運 行 系 統 名	起 点	主 な 経由地	終 点	キロ程 (km)	運行 回数 (A) (回)	輸送人員 (人)	1人平均 乗車キロ (km)	輸 送 人キロ (人キロ)	運送収入 (B) (円)	実車走行 キロ(C) (km)	運送雑収 (D) (円)	営業外収益 (E) (円)	計 (B)+(D)+(E)	1系統当たり 経常費用 (円)	運賃改定前 適用 運賃改定後 適用 の平均賃率×日数×の平均賃率×日数 総 適 用 日 数	平均 賃率 (F) (円)	平均乗 車密度 (B) (C) × (F) (G)				
1	八田線1	JR亀岡駅南口	奥条・大谷	JR園部駅西口	28.0	9.2	87,185	7.3	636,450.5	32,043,222	189,560.0	1,038,789	490,960	33,572,971	84,342,826	(48.64×244) + (54.08×122) 366	50.45	3.3	30.3	無	令和6年6月1日 運賃改定実施	
2	神吉線1	JR八木駅	西所	神吉口	12.3	4.1	23,022	6.5	149,643.0	8,274,990	37,220.3	203,968	96,401	8,575,359	16,560,800	(55.20×366) + (54.68×366) 732	54.94	4.0	16.4	有	令和6年6月1日 運賃改定実施	
3	原・神吉線1	JR八木駅	神吉上	原	17.8	3.0	26,480	8.3	219,784.0	8,843,468	39,055.0	214,021	101,153	9,158,642	17,377,131	(40.38×366) + (40.17×366) 732	40.27	5.6	16.8	有	令和6年6月1日 運賃改定実施	
合計					58.1		136,687		1,005,877.5	49,161,680	265,835.3	1,456,778	688,514	51,306,972								

[記載要領]

- この書類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
- 申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとすること。
- 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
- 運行回数は、補助対象期間における1日の平均を小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
- 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
- 輸送人キロは、輸送人員 × 1人平均乗車キロにより算出すること。
- 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
- 実車走行キロは、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 1系統当たり経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとする。
- 平均賃率は、停留所相互間総運賃額 ÷ 停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること(銭未満切捨て)。ただし、補助対象期間中に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
- 平均乗車密度は(B) ÷ (C) ÷ (F)と連算し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
- 備考欄には、補助対象期間中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
- 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
- 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。

実績

事業者名	京阪京都交通株式会社		
運行計画担当部門	(担当部門の名称) 管理部 企画課	(責任者役職・氏名) 取締役管理部長 栗山 準一 印	
補助金担当部門	(担当部門の名称) 管理部 企画課	(責任者役職・氏名) 取締役管理部長 栗山 準一 印	

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(令和6年度)

輸送実績データに基づき計上

運 行 系 統 年 間 輸 送 実 績 経 常 収 益 経 常 費 用 平 均 乗 車 密 度 算 定																			輸送量 (A) × (G)	市町村 による回 数券購 入等の 有無	備考
申請 番号	運 行 系 統 名	起 点	主 な 経 由 地	終 点	キロ程 (km)	運行 回数 (A) (回)	輸送人員 (人)	1人平均 乗車キロ (km)	輸 送 人キロ (人キロ)	運送収入 (B) (円)	実車走行 キロ(C) (km)	運送雑収 (D) (円)	営業外収益 (E) (円)	計 (B)+(D)+(E)	1系統当たり 経常費用 (円)	〔 運賃改定前 適用 運賃改定後 適用 〕 の平均賃率×日数×の平均賃率×日数 総 適 用 日 数	平均 賃率 (F) (円)	平均乗 車密度 (B) (C) × (F) (G)			
1	八田線1	JR亀岡駅南口	奥条・大谷	JR園部駅西口	28.0	9.2	87,185	7.3	636,450.5	32,119,463	190,011.0	1,041,260	492,128	33,652,851	84,543,494	(48.64×244) + (54.08×122) 366	50.45	3.3	30.3	無	令和6年6月1日 運賃改定実施
2	神吉線1	JR八木駅	西所	神吉口	12.3	4.5	23,022	7.1	163,456.2	8,930,003	40,403.4	221,411	104,645	9,256,059	17,977,088	(55.20×366) + (54.68×366) 732	54.94	4.0	18.0	有	令和6年6月1日 運賃改定実施
3	原・神吉線1	JR八木駅	神吉上	原	17.8	3.0	26,480	8.3	219,784.0	8,857,576	39,113.6	214,343	101,304	9,173,223	17,403,205	(40.38×366) + (40.17×366) 732	40.27	5.6	16.8	有	令和6年6月1日 運賃改定実施
合計					58.1		136,687		1,019,690.7	49,907,042	269,528.0	1,477,014	698,077	52,082,133							

- [記載要領]
- この書類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
 - 申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとすること。
 - 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
 - 運行回数は、補助対象期間における1日の平均を小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
 - 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
 - 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
 - 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
 - 実車走行キロは、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 1系統当たり経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとする。
 - 平均賃率は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること(銭未満切り捨て)。ただし、補助対象期間中に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
 - 平均乗車密度は(B)÷(C)÷(F)と連算し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
 - 備考欄には、補助対象期間中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
 - 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
 - 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。